

河津町産業振興促進計画

令和4年3月4日作成
静岡県賀茂郡河津町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

本町は、伊豆半島の南東に位置し、天城の豊かな森林を源とする清流「河津川」が相模湾にそそぐ自然豊かな町である。近年では、早咲きの桜で町の木でもある「河津桜」が全国に知られるようになり、2月から3月にかけて開催される「河津桜まつり」は毎年多くの花見客でにぎわう。

町の人口は減少傾向にあり、令和2年の国勢調査では6,870人であり、平成12年の8,705人から比べると20年間で20%以上も減少している。人口減少の主な要因には、少子化の進行に加え、地域経済の低迷や雇用の場を提供する事業者が少ないことから、多くの若年層が町外流出していることが挙げられる。

また、生産年齢人口比率は47.5%と右肩下がりである一方、老年人口比率は43%を超え、高齢化が進んでいる状況にある。将来の人口予測に関しても、令和3年3月に策定した「第2期河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2045年（令和27年）の人口が4,000人程度と、大きく減少することを見込んでおり、今後も厳しい状況が続くことが想定される。

町の主産業である観光業は町内経済を支えているが、観光交流客数は、長引く不況から年々減少し、近年は150万人を割り込むほどの状況である。このことが雇用や人口の減少にも影響を及ぼしており、観光産業を核とした他産業との連携による経済活性化を図っていくことが急務となっている。

また、主に柑橘や花卉が多く他県へ流通されている農業をはじめ、第1次産業就業者の後継者・担い手不足が深刻化している状況にある。

このため、平成29年に、本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

本計画は、上述の課題を克服するため、伊豆中南部地域半島振興計画や河津町総合計画の理念や方向性を踏まえ、地域経済活力の再生と雇用の創出を図ることを目的に策定するものである。

総人口の推移

(単位:人)

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	8,705	8,303	7,997	7,303	6,870
年少人口 (14歳以下)	1,095 12.6%	971 11.7%	961 12.0%	793 10.9%	644 9.4%
生産年齢人口	5,224	4,791	4,341	3,658	3,266

(15～64歳)	60.0%	57.7%	54.3%	50.0%	47.5%
老年人口 (65歳以上)	2,386 27.4%	2,541 30.6%	2,695 33.7%	2,796 38.3%	2,960 43.1%

※資料：国勢調査

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本町が平成29年に認定された河津町産業振興促進計画（平成29年度～令和3年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

業種	新規設備投資件数（社）	新規雇用数（人）
旅館業	1	2
製造業	1	2
農林水産物等販売業	1	2
情報サービス業	1	2

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和3年度末時点で次のような達成状況となった。

業種	新規設備投資件数（社）	新規雇用数（人）
旅館業	0	0
製造業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業	0	0

計画の期間（平成29年度～令和3年度）において、各分野で制度の周知不足や新型コロナウイルス感染症の影響等により、期間中は旅館業の問い合わせが1件あったが実績には繋がらず、未達成となった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市町は、上記達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、次期計画においては、次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (1) コロナ対策の強化を図り、観光業（旅館業を含む）の振興等
- (2) 関係人口創出に伴う、商工業、農林水産業、情報サービス業の振興等
- (3) 半島振興法に基づく税制優遇措置制度の周知

2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地域は、河津町全域とする。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象地区の産業の振興の基本的方針

(1) 河津町の産業の現状

本町は、豊かな自然と豊富な温泉を活かした観光業と、花卉・柑橘類を中心とした農業が主な産業となっている。

就業者数を産業大分類別に見ると、各年度とも第三次産業の就業者数が全体の約7割を占めており、中でも飲食店・宿泊業、卸売・小売業に従事する人が多いことが産業構造別データからも見受けられる。

しかし、5年ごとの数値が示すとおり各産業の従事者の減少が顕著に表れており、比例して人口減少も急速に進んでいる状況である。従事者の多い第三次産業においても、バブル経済の崩壊やリーマンショックなどの景気低迷により厳しい状況が続いている。

農林漁業においては、ワサビやカーネーション、柑橘類の特産品が地域経済に活力を与えているが、担い手・後継者不足の状況にあり、耕作放棄地などの問題も深刻化している

インフラ基盤整備も町内産業に及ぼす影響は多大であり、現在整備中の伊豆縦貫自動車道の早期開通による経済効果を期待したい。

産業別就業人口の推移

(単位：人)

区分	平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
第一次産業	917	740	629	517	469
農業	818	677	574	465	421
林業	36	32	14	20	15
漁業	63	31	41	32	33
第二次産業	834	693	600	535	486
鉱業	14	15	0	1	0
建設業	641	541	470	378	361
製造業	179	137	130	156	125
第三次産業	3,240	3,141	3,043	2,862	2,639
電気ガス熱供給水道業	32	34	19	17	13
情報通信業	242	205	12	14	13
運輸業			167	156	111
卸売・小売業	1,011	1,055	765	667	493
金融・保険業	67	76	44	42	35

不動産業	38	36	36	49	47
飲食店、宿泊業	1,704 ※サービス業で掲載	1,585 ※サービス業で掲載	787	738	658
医療、福祉			369	391	475
教育、学習支援業			149	162	171
複合サービス事業			100	68	75
サービス業			465	422	219
公務	146	150	130	136	144
分類不能	2	8	0	13	4
総数	4,993	4,582	4,272	3,914	3,598

※資料：国勢調査

【観光業（旅館業を含む）の現状】

観光交流客数については、年々減少し、平成30年は157.4万人まで落ち込んでいる。落ち込んだ理由としては、経済の景気低迷や東日本大震災などの影響もあるが、旅行スタイルそのものが従来の通過型、物見遊山的な旅行から、訪れる地域の自然、生活文化、人とのふれあいを求める体験型・個人型への旅行へと転換し、旅行者ニーズが多様化していることが考えられる。なお、令和2年度においては、感染症拡大に伴う外出自粛による日本人旅行者の減少に加え、入国制限や各国の渡航制限による訪日外国人旅行者の減少もあり、観光宿泊数は大幅な減少となっている。

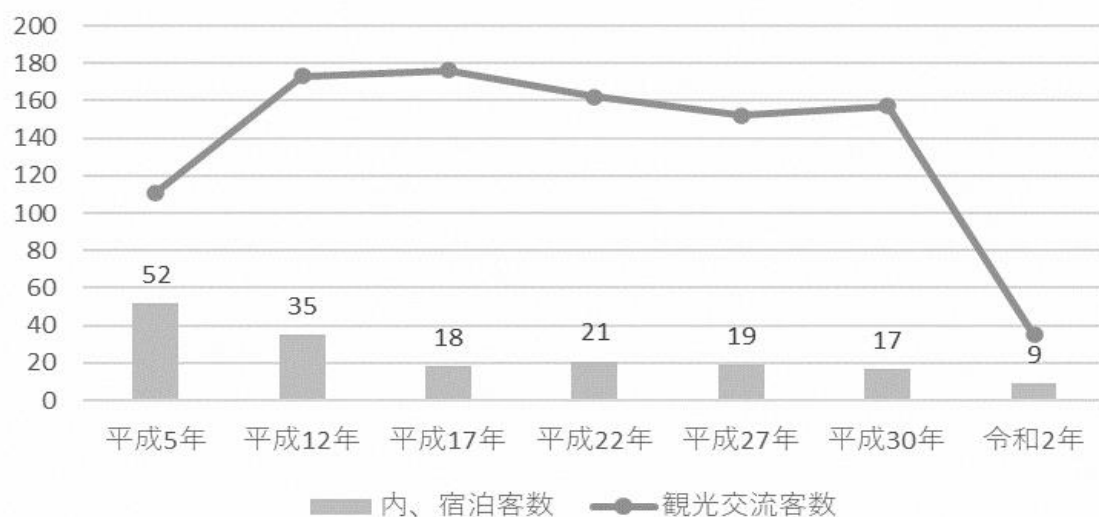
河津町観光交流客数の推移

(単位：万人)

区分	平成5年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年	令和2年
観光交流客数	111	173	176	162	152	157	35
内、宿泊客数	52	35	18	21	19	17	9

河津町観光交流客数の推移

(単位：万人)



【商工業（製造業を含む）の現状】

商業においては、平成 28 年経済センサスによると、本町の商業事業者数は年々減少傾向にあり、503 事業所、従業者 2,788 人、年間商品販売額は 6,308 百万円であり、1 事業所あたりの従業員数は 5.5 人と小規模となっている。これらはいずれも年々減少傾向にあり、町内の小売店と競合する大型店の存在や、ライフスタイルの多様化による近隣ロードサイドショップへの顧客の流出等により、地元小売店の活用が少なくなっていることが原因の一つである。

工業においては、工場建設等の立地条件が整わないこと、配送ルートの確立が困難であること、商圈範囲内の事業所が少ないこと等の要素から産業として成り立ちにくい状況となっている。

【農林水産業（農林水産物等販売業を含む）の現状】

農業においては、本町は山林原野が多く耕地面積が限定されている中で、農家数は年々減少し、農業就業者の高齢化が進んでいる。また、鳥獣による農産物の被害が深刻な状況にあり、後継者問題、耕作放棄地の増加に拍車をかけている。

林業においては、木材需要の低迷や山間地域の過疎化、林業従事者の後継者不足など林業経営の環境は極めて厳しくなっている。

水産業についても、漁家数は年々減少し、漁業従事者の高齢化が進んでいる。漁業も後継者・担い手不足は否めず、漁業就業者も年々減少している状況にある。

農林水産物等販売業においては、生産された農産物の大部分は関東圏を中心に流通され、ブランド商品として販売されている一方、地元食材を販売する直売所等で観光客等に販売されている。

農家数と農家人口

(単位：人)

区分	農家総数	自給的農家数	専業農家数	兼業農家数		
				計	農業が主	農業が従
H12年	537	212	96	229	99	130
H17年	478	221	93	164	66	98
H22年	451	235	72	144	67	77
H27年	415	230	75	110	38	72
R 2年	360	215	—	—	—	—

※資料：農業センサス

【情報サービス業等の現状】

本町では、情報サービス業等の基盤となる光ファイバ網は、町内全域で整備されている。地理的条件に比較的影響を受けない情報サービス業等は、今後立

地を促進する業種の一つである。また、感染症の拡大は、地域経済に対して甚大な影響を与えたが、テレワークなどの新たな働き方を推進する契機となり、今後の成長が期待される。

(2) 河津町の産業振興を図る上での課題

本町の産業振興を図るためには、基幹産業である観光業（旅館業を含む）を中心とした既存事業の更なる活性化と新規開拓事業の創出が急務である。各産業の課題は以下のとおりである。

【観光業（旅館業を含む）の課題】

観光業は、本町の主産業であり、所得や雇用において大きな役割を果たしていることから、関係機関が一体となって戦略的な観光地づくりを推進する必要がある。地域の特色を活かし、地域の魅力をプロデュースする着地型観光の体制を構築し、本町の魅力を高める観光資源の商品化や受入体制の充実が必要となる。首都圏や県外からの日本人観光客はもとより、中国人などの訪日外国人観光客をいかに誘客できるかが重要である。また、SNSを活用し、情報発信を活発に行い観光交流人口の増加を図るとともに感染症拡大を契機として広がった新しい観光のあり方としてワーケーションを取り入れていくことが課題となる。

【商工業（製造業を含む）の課題】

商工業においては、若者の町内企業への就職の促進に加え、性別や年齢に関係なく、働きたい人が希望どおりに働くことができる環境づくりを進める必要がある。若者や女性の活躍の推進、高齢者の知恵や技術を活かすことのできる環境整備が必要となる。

若者の就業促進や農林水産物等の地域資源を活かした創業支援を図るとともに、若者や女性の感性を活かした新たな製品づくりなど、若者や女性のアイデア・企画が実現できる環境整備を図る必要がある。

また、地元小売店の活性化に向けた取組に加え、立地的に新たな施設整備が困難である現状を踏まえ、廃業した事業所等の空き店舗の再利用による企業の誘致活動をいかに効果的に行えるかが課題となっている。

【農林水産業（農林水産物等販売業を含む）の課題】

農林水産業においては、新たな展望を切り拓くため、生産性の向上に向けた生産者による取組強化、流通販売業者との連携、観光と連携強化した地域内連携による6次産業化への取組など、農林水産物の付加価値を高め、雇用機会の創出につなげていかなければならない。

また、新たな担い手の確保・育成に加え、中山間地域の維持・活性化にも取り組む必要がある。

農林水産物等販売業においては、生産された農作物の販路拡大に向けて、J A伊豆太陽などと販売戦略を練り直すとともに、常設の農産物直売所を充実させるなどの対策が必要である。

【情報サービス業等の課題】

町内全域に整備されている光ファイバ網を活かし、地元住民の雇用の場を確保するため、情報サービス業等の企業立地の促進に取り組む必要がある。特にITベンチャー企業等のサテライトオフィスの誘致にも積極的に取り組む必要がある。

5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

観光業（旅館業を含む）、商工業（製造業を含む）、農林水産業（農林水産物等販売業を含む）、情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

本町の産業振興を推進するため、以下のとおり関係期間が相互に連携を図りながら事業を展開するものとする。

（1）河津町の取組

◎半島振興法に基づく税制優遇措置の活用促進

◎観光業（旅館業を含む）振興の取組

- ・特色を活かした観光地づくりを推進し、インバウンド誘客事業を展開する。
- ・若者を対象とした観光誘客事業の取組を進める。
- ・観光来遊客が地域の人とふれあいながら、地場産品を購入できる仕組みづくりを進める。
- ・国や県、周辺市町や民間団体との連携を強化し、広域的なネットワークの構築を図る。
- ・新しい観光のあり方としてワーケーションを取り入れることで町の経営の多角化、収益源の拡大を図り、社会情勢に左右されにくい強い町をつくる。

◎商工業（製造業を含む）振興の取組

- ・中小企業者に対する経営相談を行う。
- ・融資・助成制度等を活用した経営支援を行う。
- ・観光産業を核に6次産業化を推進し、町の諸産業の複合化を図りつつ新たな商工業の振興を図る。
- ・商工会と連携し魅力ある商店づくりを目指し、既存商店街の再整備等を推進する。
- ・商店街空き店舗対策を推進する。
- ・ITの活用により、特色ある販売方法の研究や販売圏域拡大の推進等を図る。

- ・観光産業や第一次産業と連携した各種イベントの開催を推進する。
- ・朝市や地場産品直売施設の新設を推進する。

◎農林水産業（農林水産業等販売業を含む）振興の取組

- ・6次産業化に取り組む農林水産事業者の商品開発及び販売体制支援等を行う。
- ・物産の付加価値化、6次産業化による雇用機会の創出に努める。
- ・農業振興地域整備計画に基づき、農地の適正管理・運営と農地転用の規制等による優良農地の確保に努める。
- ・荒廃農地や遊休農地について、グリーンツーリズム等の観光資源としての活用を図る。
- ・農地流動化地域総合推進事業などを利用し、農地の有効利用を図る。
- ・農業基盤整備を積極的に推進する。
- ・収益性の高い新品種の導入と消費者ニーズにあった高品質作物の生産を促進する。
- ・新規就農事業の補助金を活用し、かつ認定農家制度を推進し、後継者の育成も含め就農者の確保を図る。
- ・各種補助事業等の活用により安定的な漁業を目指すとともに、地場産品による新たな加工品の普及を図り、生産物に付加価値を付けた1.5次産業の拡大を推進する。
- ・漁港漁場整備長期計画により大型漁礁の設置を進め、「つくり・育てる漁業」を推進する。
- ・漁協との連携を密にして、後継者の確保・育成や女性部の活用を図る。
- ・「林業整備計画」に基づき各種事業を実施し、森林の整備充実と林業整備を図る。

◎情報サービス業等振興の取組

- ・町の売却可能資産の活用等により、情報サービス業等の企業誘致に向けた調査及び検討を行う。
- ・サテライトオフィスの誘致やコワーキングスペースの整備、ワーケーションの推進を図る。

（2）静岡県の取組

◎半島振興法に基づく税制優遇措置の活用の促進

- ・半島振興法に基づく税制優遇措置により、県ホームページや、県財務事務所窓口でのチラシや手引きを配架し、対象地域での設備投資を促進する。
- ・県が行う大規模家屋の新増設時の現地調査にて、県財務事務所から対象事業者へ制度利用を案内する。

◎観光業（旅館業を含む）振興の取組

- ・来訪者の誰もが本県の魅力を楽しむことができるよう、景観の視点を取り入れた質の高い観光施設整備や県内の主要な観光地等を紹介する多言語標記観光案内看板のデジタル化など受入環境の整備を図る。

- ・ワーケーションやマイクロツーリズムなど、旅行者の行動変容等に対応した新たな需要の獲得に向けた観光事業者等の取組を支援する。
- ・多様な形で地域に関わる関係人口を創出・拡大するため、特設 WEB サイトでの地域活動の情報発信や、関係人口の獲得と関係性の継続に向けたモデル事例の創出と展開に取り組む。
- ・伊豆半島の温泉を核とし、自然、歴史、文化、食及び運動などの地域資源と組み合わせたヘルスケアサービスの創出を図る。

◎商工業（製造業を含む）振興の取組

- ・県全体の創業環境の向上を図るため、市町や商工団体の担当者向け研修や創業セミナー等を実施するほか、地域の社会的課題をビジネスの手法で解決する起業家を支援する。
- ・リノベーションまちづくりの取組を支援する。

◎農林水産業（農林水産物等販売業を含む）振興の取組

- ・青年等の新規就農と定着のため、実践研修や農業法人への就職支援などを実施するほか、農家後継者の就農促進や、後継者のいない農業経営の第三者への継承を支援する。
- ・農業生産における基礎的な資源である農地・農業水利施設・農道等の農業生産基盤の整備を推進する。
- ・水産振興等の新たな取組を実施する漁業者や水産加工業者、水産関係団体に対し助成する。

◎情報サービス業等振興の取組

- ・トップレベルの ICT 人材を確保するため、首都圏等のスタートアップの誘致等により、ICT 産業の拠点形成を促進する。

（３）関係機関の取組

◎商工会の取組

- ・経営改善を目的とした経営相談を主体とし、講演会、講習会の開催、人材育成の支援、商工振興のための活動を行う。また、地域のネットワークづくり、各種イベントへの協力、地域活性化や異業種交流等の取組を進める。

◎観光協会の取組

- ・集客イベント等を実施し、旅行会社やメディア等へのプロモーション活動等を積極的に展開し、新たなイベントの企画の取組を進める。

（４）関係機関が連携して取り組む事項

◎設備投資の促進等

- ・金融機関、商工会等が連携し、設備投資計画作成から融資斡旋等に取り組む。また、設備投資等を促進し、生産技術向上の取組を進める。

◎人材の確保

- ・河津町、商工会及び企業等が連携し、次世代を担う人材の確保と育成に向け

て、地元雇用の促進と就業者の確保・定住化の取組を進める。

◎地域製品のブランド化

- ・河津町、河津町観光協会、伊豆太陽農業協同組合、伊豆漁協等との連携の下で「河津町地域認定商品」の募集を行い、認定された商品の紹介及び販路開拓に協力し、地域製品のブランド化を推進する。

◎地産地消の取組

- ・町内販売業者、宿泊業者、教育委員会等と連携し、町内で生産された食材を料理や給食に継続して提供していく。

◎観光機能の強化

- ・住民参加型の観光合同会社等と連携し、豊かな自然や歴史遺産、地場産品を活用した体験メニューの販売による誘客に加え、新たな商品開発の取組を進める。
- ・観光協会や旅館組合等関係団体と連携し、文化・芸術・スポーツイベント等で誘客を図るための取組を進める。

◎景観形成の取組

- ・美しく魅力ある景観の形成を図るため、市町や観光関係者等で組織する伊豆半島景観協議会で景観形成行動計画を策定する。

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和4年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	2件
-------------	----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和4年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	5人
移住世帯数	3世帯
社会増減率	0%

※ 社会増減率は「社会増減（4月～3月）÷4月1日現在の人口×100」

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

本町ホームページにおいて、半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画や河津町過疎地域持続的発展計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。